令和２年５月２５日

生徒・保護者の皆様へ

大垣商業高等学校
校長　佐野　　浩

学校再開に向けた当面の行事日程及び新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、臨時休業期間が長期に及んでいることで、保護者の皆様には、大変なご心労とご負担をおかけしております。

標記のことにつきまして、長期間の休校で不足する授業時数を補うための行事日程の変更及び教育活動の再開に向けて、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル　～学校の新しい生活様式～」及び岐阜県教育委員会「岐阜県　学校における新型コロナウイルス 感染症対応＜学校再開ガイドライン＞」に従い、本校では、下記のように対応いたしますので、趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　６月～９月の行事等日程（１０月以降は、決まり次第ご連絡いたします。）

前期中間考査（４日間）	７月３日（金）、４日（土）、６日（月）、７日（火）
終業の会	７月３１日（金）
夏季休業期間（２０日間）	８月１日（土）～８月２０日（木）
始業の会	８月２１日（金）
前期期末考査（４日間）	９月２３日（水）、２４日（木）、２５日（金）、２６日（土）
土曜授業（午前４時限）	７月４日（土）、１１日（土）、１８日（土） ９月１９日（土）、２６日（土）

２　ご家庭での感染症予防

学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点についてご家庭におかれましても、ご協力のほどお願いいたします。

（１）日々の健康観察
　① 発熱はないか。（検温により確認をお願いします。）
　② 咳・喉の痛み、鼻水・鼻づまりの風邪症状はないか。
　③ 強いだるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）はないか。

（２）免疫力を高めるために、ご家庭での十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事、換気の励行

（３）手洗いや咳エチケットの徹底

（４）ご家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための３密回避（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声が同時に重なることを徹底的に避けること）

３　学校再開（※分散登校：６月１日（月）～　　※通常授業６月１５日（月）～）に向けて

（１）ご家庭でお願いしたいこと

① 登校前（朝）の健康観察

〇「健康観察票」に従い、毎日の検温、健康状態を記録してください。

〇発熱等風邪の症状がある場合は、登校せず、自宅療養をお願いします。その際は、学校への連絡を確実にお願いします。その期間は「欠席」ではなく、「出席停止等の扱い」となります。

② マスク・ハンカチの準備

〇教育活動を進める中で、３つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場面を避ける等工夫をします。しかし、会話は教育活動上不可欠となりますので、マスク（手作りマスク等含む）の準備をお願いします。また、石けんによる手洗いを徹底しますので、ハンカチの準備もお願いします。

（２）学校で取り組むこと

<table>
<tr><td>登校前
登下校時</td><td>・生徒、教職員とも登校前の検温（健康観察の徹底）
・マスクを着用して登校</td></tr>
<tr><td>校舎・教室
入室前</td><td>・北舎、南舎の出入口及び教室に手指消毒液の設置
※ご家庭で検温することができなかった生徒は、校舎外で検温
・教室入室前の手指消毒（又は石けんで手を洗う）の徹底
・担任がＳＨＲ時に健康観察票を確認（生徒の健康観察）</td></tr>
<tr><td>授業中
休み時間</td><td>・生徒、教職員ともマスクの着用
・教室等の換気
・感染症対策に留意した教室（授業）環境の整備（近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い、教え合い等の活動はできるだけ控える）

〇分散登校中の教室の座席（例）（１クラス２０人の場合）
<table>
<tr><td>1</td><td></td><td>7</td><td></td><td>13</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td></td><td>10</td><td></td><td>16</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>8</td><td></td><td>14</td><td></td><td>19</td></tr>
<tr><td></td><td>5</td><td></td><td>11</td><td></td><td>17</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>9</td><td></td><td>15</td><td></td><td>20</td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td></td><td>12</td><td></td><td>18</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>昼食時</td><td>・自分の席で、向かい合わずに食事（６月１５日（月）以降）</td></tr>
<tr><td>掃除時</td><td>・教室のドア、スイッチ、トイレ、手すり等の消毒（教職員）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・手洗い、咳エチケット等について保健指導の実施</td></tr>
</table>

４　新型コロナウイルス感染、濃厚接触者が発生及び発熱等風邪の症状が見られる場合

※至急学校にご連絡をお願いします。

（１）生徒（本人）の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

① 生徒（本人）の感染が判明した場合

⇒　【出席停止（新型コロナウイルス感染症）】となります。

【出席停止の期間】

開始日	感染の判明した日
終了日	専門医等が快癒を認める等登校を許可したとき

② 生徒（本人）が濃厚接触者と認定された場合

⇒　【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】となります。

【出席停止の期間】

開始日	濃厚接触者と認定された日
終了日	症状が出なければ、保健所に指示された期間 ⇒期間中に「感染が判明」すれば、「４（１）①感染が判明した場合」の期間へ ⇒検査で「陰性と判明」すれば、保健所の指示する期間

（２）生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

⇒　【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】となります。

【出席停止の期間】

開始日	生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された日
終了日	生徒の同居家族に症状が出なければ、必要な期間 ⇒生徒の同居家族の「感染が判明、本人が濃厚接触者と認定」されれば「４（１）②濃厚接触者と認定」へ ⇒検査で同居家族が「陰性と判明」すれば、必要な期間

（３）生徒・教職員に発熱等風邪の症状が見られる場合

発熱等風邪の症状がある場合には、教職員も含め自宅で休養することを徹底します。

⇒　【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】となります。

【出席停止の期間】

① 発熱等風邪の症状がある場合

開始日	症状の出た日
終了日	解熱剤などを服用せずに快癒すれば、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日

② 症状が続き、帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日	ＰＣＲ検査を受けず「様子見」となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日

③ 新型コロナのＰＣＲ検査を受けた場合

終了日	「陰性」となった場合、学校保健安全法施行規則を踏まえ学校医と相談して決定した日 ⇒「感染が判明」すれば「４（１）①感染が判明した場合」へ

（４）学校で体調不良が見られた場合

生徒に「発熱等風邪の症状」、「倦怠感」等の体調不良が見られる場合は、下記①②のとおり対応します。

① マスク着用の上、別室で待機させます。

② 保護者と連絡を取り、早退させます。お迎えをお願いします。

※日中でも連絡が取れるようご協力のほどお願いします。

５　部活動

分散登校中（６月１日（月）～）は部活動を行わないこととし、活動再開の具体的な時期については別途連絡します。

部活動を実施することとなった場合は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問（部活動指導員を含む。）が部活動の実施状況を把握し、当分の間、学校内での活動とさせていただきます。

（参考）日常を取り戻すために大切なこと　『まずは手洗い、咳エチケット』『３密を避ける！』

【図】児童生徒等に感染等が発生した場合の対応

＜対応（案）＞
○ 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合は、当該学校単位での対応を基本に実施
○ 対応にあたっては、クラスターへの対応と同様に、保健所・衛生部局と連携し、その指導の下で措置を実施

【対応フロー図】

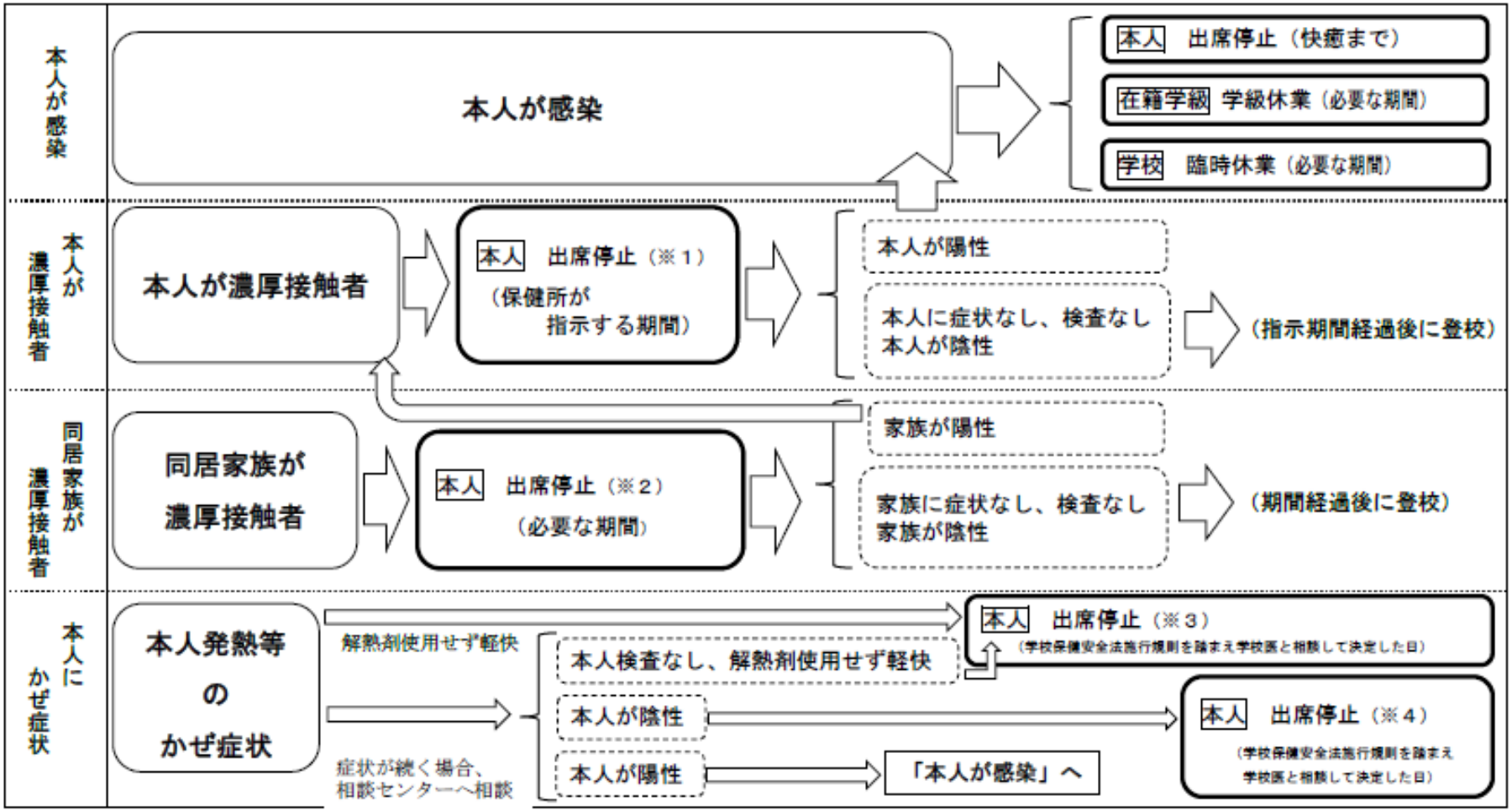

※１の出席停止者が複数発生した学級は休業。　※２、※３ 及び ※４の出席停止者が２０％を超えた学級は休業。

岐阜県教育委員会「岐阜県 学校における新型コロナウイルス 感染症対応＜学校再開ガイドライン＞」より